

保育園・幼稚園 からのお知らせ



心愛保育園 ☎ 0943-32-4004

● 8月23日・30日(金)

英会話の先生と一緒に英語にふれよう
(時間はお問い合わせください)

● 毎週(月)～(金) 10:00～11:00 園庭開放
斗和保育園 (チャイルドハウス)

☎ 0943-32-2722

● 8月6日(火) 10:00～11:30

ベビーデー [0歳～未就園児対象]

みずあそび(水着、タオル、水筒をお持ちください)、身長体重測定、離乳食相談、育児相談

● 8月19日(月) 10:30～12:00

親子体操 [未就園児対象]

専任の講師がお子さまの発達に応じ、親子で楽しめる運動や遊びを指導します。タオル、水筒をお持ちください。

● 毎週(月)～(金) 8:30～17:30

一時保育 [要事前登録]

仕事や介護、病気など、一時的に保育できないときに利用できます。事前にお子さまと一緒にお願いします(半日1,000円、1日2,000円)。

上広川保育園 ☎ 0943-32-1925

● 毎週(月)～(金) 13:00～17:00 園庭開放

中広川保育園 (ポラーノの広場)

☎ 0943-32-4850

下広川保育園 ☎ 0942-52-3804

八女学院広川幼稚園 ☎ 0943-32-4172

● 9月1日(日) 10:00～11:00

令和2年度入園案内会

[要予約・託児あり]



相談はお気軽に

弁護士無料法律相談 (利用条件あり)

日時 8月1日・15日・9月5日(木)

場所 福岡法務局八女支局

予約 法テラス福岡

☎ 050-3383-5502 or 050-3383-5501

なんでも人権相談所

(八女人権擁護委員協議会)

日時 8月22日(木) 13時～16時

場所 はなやぎの里

☎福岡法務局八女支局 ☎ 0943-23-2603

行政相談

日時 8月21日(水) 13時～15時

場所 はなやぎの里

☎総務課 ☎ 0943-32-1255

心配ごと相談

日時 8月7日・21日(水) 9時～15時

場所 はなやぎの里

☎はなやぎの里 ☎ 0943-32-3768

身体障がい者相談

日時 8月6日(火) 10時～12時

場所 はなやぎの里

☎福祉課 ☎ 0943-32-1113

補聴器相談

日時 8月20日(火) 15時～16時

場所 はなやぎの里

☎福祉課 ☎ 0943-32-1113

知的障がい者相談

日程などを調整しますので、福祉課(☎0943-32-1113)へご連絡ください。

結婚サポートセンター

登録料 3,000円/2年間

☎八女市立花庁舎南別館 ☎ 0943-22-5900

教育相談

毎週(火)・(金) 13時～17時

☎専用電話 ☎ 0943-32-1685

不在時: 学校教育係 ☎ 0943-32-0093

救急車? 病院? 迷ったら #7119

年中無休、24時間受け付け

☎県救急医療情報センター ☎ #7119

困りごと相談室 (要予約)

日時 8月22日(木) 10時～16時

場所 はなやぎの里

予約 福岡県自立相談支援事務所

☎ 0942-38-8501

行政書士法務無料相談会 (予約優先)

日時 8月8日(木)・10日(土)

13時～15時

場所 はなやぎの里2階会議室

内容 遺言・相続手続きに関する相談

☎行政書士福岡楠風会 ☎ 092-586-6610

公共施設など電話番号

広川町役場

☎ 0943-32-1111 (代)

FAX 0943-32-5164

保健・福祉センター「はなやぎの里」



☎ 0943-32-3768

広川町産業展示会館 ☎ 0943-32-5555

八女警察署 ☎ 0943-22-5110

八女警察署広川交番 ☎ 0943-32-0399

八女消防署 ☎ 0943-24-0119

八女消防署広川分署 ☎ 0943-32-2119

古墳公園資料館 [月休館]

☎ 0942-54-1305

チェックリスト

今月号の良かったページにチェックをお願いします。

- 特集: 広川町立図書館へ行こう
- 広川町職員募集
- TOWN INFORMATION
- 工業団地・新産業団地
- 8月のイベント
- 保健行事
- よかよかだより
- 学校教育
- お知らせのページ
- 人権問題を考える
- ふるさと再発見
- ひろかわ SDGs プロジェクト
- MY TOWN TOPICS
- おおきな～れ
- そのほか (ページ)

ご自由にお書きください (イラスト可)

まち子ちゃんシール プレゼント!



広報紙に関するチェックリストおよびご意見を記入し、「あなたの声」を送っていただいた人に、「まち子ちゃんシール」をプレゼント(抽選で3人、同年度1回のみ)

新聞配達など長期の契約にご注意！

Q 新聞の購読を止めたいが「解約できない」と言われた
一体どうなっている？

一人暮らしの母が施設に入ることになったので、新聞配達店に「明日から新聞を取るのをやめる」と電話しました。しかし店主から「配達は2025年12月までの契約なので、急にやめられては困る」と言われました。納得がいかないので苦情を

言いましたが、「これは契約なので一方的に解除できません」と強い口調で言い返されました。

新聞社にも苦情の電話をかけましたが、「配達契約は新聞社に関係ない」と退けられました。一体どうなっているのでしょうか？

A 契約は簡単に解除できません
長期間や数年先の契約にはご注意ください

新聞の配達は個人と配達店との契約になるため、新聞社は契約に関係ありません。ここで注意してほしいのは、一度結ばれた契約は一方的に解除できないということです。

契約の解除には双方の合意が必要です。今回のように「いつまで新聞を取ります」と期間を定めた契約であれば、まずは事情を配達店に説明し、

解約の条件を協議する必要があります。

「契約書に印鑑を押さないと契約は成立しない」「契約しても簡単に解約できる」と誤解している人もいますが、契約は口約束でも成立し、一方的な解除や変更はできません。生活状況が変わることもあるので、長期間や数年先の契約にはご注意ください。

お問い合わせ

消費者ホットライン ☎ 188 久留米市消費生活センター ☎ 0942-30-7700 福岡県警察 ☎ 110 または # 9110



あなたの
声を届けてください！

広報紙を読んだ感想や今後取り上げてほしい記事、広川町への思い、町に対する質問・意見・提案など、どんなことでも結構です。(イラストや写真も可)

問 協働推進課まちづくり係
☎ 0943-32-1196

■詳しい内容をお尋ねしたいことがありますので、お名前・連絡先の記入をお願いします。

◎お名前 (匿名希望の方も必ず記入ください)

フリガナ

年齢 歳 性別

◎広報掲載 可・不可 (○で囲む)

◎匿名希望またはペンネームなど

◎ご住所 □□□□□□□□

電話 () -

郵便はがき

8 3 4 0 1 1 5

<受取人>
八女郡広川町大字新代1804-1
広川町長 行

料金を受取人私郵便

八女局
承認
326

差出有効期限
平成32年4月
30日まで
(切手不要)



■アンケートにご協力ください
8月号でよかった内容とその理由を教えてください。

Empty box for survey response.